平成２３年（フ）第１８７２号
札幌市豊平区月寒東２条５丁目10番11号　アップルハウスⅢ―202号
債務者　松田　昭男
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８７３号
札幌市豊平区月寒東２条５丁目10番11号　アップルハウスⅢ―202号
債務者　松田　由里
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８７６号
札幌市西区八軒５条東１丁目２番30号　ハイツローズビラ２階左
債務者　芦田麻由美
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１８９８号
札幌市南区南沢３条２丁目16番20―103号
債務者　原口　貴史
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９０３号
札幌市豊平区美園７条８丁目１番27号　サンシャイン７・８―105号
債務者　西原　俊郎
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９０６号
札幌市西区西野３条２丁目４番３―403号
債務者　荒川小百合
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９０８号
北海道江別市牧場町30番地の17
債務者　岩間みゆき
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９２１号
札幌市東区北18条東13丁目３番15―110号
債務者　小椋　靖子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９２４号
札幌市白石区本通15丁目北３番24―202号
債務者　萩原　洋介
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９６１号
札幌市豊平区月寒東１条13丁目４番１―202号
債務者　渡邉　　貢
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９８６号
札幌市白石区本通２丁目北８番10号
債務者　磯田　柄里
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１９９１号
札幌市清田区北野４条２丁目６番13号　しろがねパレス101号
債務者　徳田美津子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２０２６号
北海道石狩郡当別町西町11番地14
債務者　長谷川悦子
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４３号
北海道苫小牧市春日町３丁目４番25号　ハイツまるいＮＯ144―203号
債務者　三井　昭穂
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第３３号
京都府福知山市字篠尾426番地の６　グリーンコーポＤ号
債務者　林　　正皓
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第３４４号
大阪府富田林市喜志町１丁目５番12号　タイコーハウス203、住民票上の住所堺市南区御池台１丁28番152号
債務者　山崎　庸平
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第３６９号
堺市東区野尻町479番地　メゾンプレミール103号
債務者　花井　祐美（旧姓葛本）
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第４２９号
堺市美原区北余部372番地２　コーポ佐久良101号、前住所堺市美原区太井443番地29
債務者　児玉　　新
1　決定年月日時　平成23年７月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係